

令和5年度

奈路小特認校

募集のご案内



(奈路小学校 春)



南国市教育委員会

I 小学校通学区特認校

1 特認校制度の趣旨・目的

中山間地の人々、緑あふれる自然環境、文化などその地域の風土に触れるなかで、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童・保護者に、一定の条件を付して入学・転入学を認めるものです。

2 特認校入学・転入学の基本的な考え方

児童の学校指定は、教育委員会が定めた通学区域により学校を指定しますが、特認校制度は、保護者が上記の趣旨・目的を十分理解し、小規模校の持つ特色ある環境の中で児童に教育を受けさせたいという場合に限定されるものとします。

したがって、保護者が特認校への入学・転入学を希望する場合は、以下に示す条件について、十分理解したうえで、入学・転入学を認めます。

3 特認校及び通学区域等

学校名	所在地	通学区域	基本学級形態	電 話
奈路小学校	南国市奈路 721	南国市内全域	複式学級	862-0161

4 令和5年度募集学年及び人数

各学年の児童数は、既在籍児童も含め5～7名程度を基本にしており、令和5年度は、下記のとおり、第1学年～第6学年を特認募集します。

学 年	募集人数
第1学年	若 干 名
第2学年	若 干 名
第3学年	若 干 名
第4学年	若 干 名
第5学年	若 干 名
第6学年	若 干 名

- ・なお、現在南国市内の他の特認校制度を利用している児童については、応募（転入学）することはできませんのでご了承ください。

II 入学・転入学の条件

1 通学上の条件

- (1) スクールバスを運行していますが、運行上の時間的制約等により出発地・到着地を規定しており、その場所までは保護者の責任のもと送迎が必要となります。
- (2) スクールバスを利用せず、保護者の送迎で通学する場合は、無理なく通学できる児童に限るものとします。
- (3) 災害時や健康上の悪化等、緊急時の際には保護者の送迎が必要となります。

2 保護者の責任

登下校時における安全の確保、PTA活動への協力、その他学校の行事等に対して協力が必要となります。

3 特認入学・転入学後の最低通学期間

1年以上の通年通学を原則とします。

4 特認入学・転入学の申込方法

- (1) **特認入学・転入学申込書（入学申込書：別紙様式1、転学申込書：別紙様式2）**
特認校への入学・転入学については、それぞれ申込書が必要です。
また、転学については在籍学校長の確認書が必要です。（別紙様式4）
- (2) **確認書：保護者用（別紙様式3）**
保護者・児童は、希望する特認校での面談を受けた後、特認校制度の趣旨や目的等と併せて、通学への諸条件を承知したと認める確認書が必要です。
なお、特認校での面談は、学校長・学校運営協議会代表者・PTA代表者・南国市教育委員会が行います。

5 特認入学・転入学の決定及び取消

入学・転入学の可否については、南国市教育委員会が決定いたします。
また、入学・転入学の許可後に虚偽の申請、特認校制度の趣旨・目的に合わない事由が生じ、支障があると認められる時は、入学・転入学の決定を取り消すことがあります。

Ⅲ 応募要領

1 募集期間

令和4年10月3日（月）から 令和4年12月23日（金）とします。

なお、募集期間以後の特認入学・転入学を希望するご家庭がありましたら、お問い合わせください。

2 応募書類の入手及び応募申し込み先

奈路小学校もしくは南国市教育委員会（南国市役所3階）学校教育課 へ

《問い合わせ先》

○奈路小学校 所在地：南国市奈路721
TEL：088-862-0161

○南国市教育委員会 学校教育課
学校教育係または学校教育指導係へ
所在地：南国市大埗甲2301
TEL：088-880-6568（学校教育課直通）

【特認校見学】

授業日であれば特認校（奈路小学校）の見学ができます。見学希望のご家庭は、事前に特認校の校長または教頭と電話でご相談ください。

→ 奈路小学校新入学児童一日入学 令和4年12月3日（土）午前中

【特認校面談日時、会場】

令和5年1月7日（土） 午前 9：00 ～ 12：00

→ 奈路小学校にて行います。

【特認入学・転入学決定】

令和5年1月23日（月）以降に南国市教育委員会から入学・転入学の可否について文書でお知らせします。

→ 希望者が多い場合には、残念ながら入学・転入学をお断りするご家庭が出てまいります。あらかじめご了承ください。